

農地・水保全管理支払交付金実施要綱

平成23年4月1日22農振第2261号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農業の持続的発展と多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条の多面的機能をいう。以下同じ。）の健全な発揮を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立と併せて、農業及び農村の基盤となる農地・農業用水等の資源の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

このような中、農地・農業用水等の資源（農地、採草放牧地及び農業用水並びに農業用排水施設、農業用道路その他の農地、農業用水等の適切な確保又は有効利用に必要な資源をいう。以下同じ。）については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきたりしている現状や、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能の発揮を巡る国民の要請、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。

また、これまで、「農地・水・環境保全向上対策」や「中山間地域等直接支払制度」の実施により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきたが、農業用排水路等の老朽化が進む中、更に、地域においてこれらの施設の長寿命化のための補修・更新等を効率的に行う仕組みの構築が必要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う取組に対して支援する「農地・水保全管理支払交付金」に係る対策（以下「本対策」という。）を実施する。

第2 対策の内容

本対策の内容は、次の1から3までのとおりとする。

1 共同活動支援交付金

別紙1に基づき、地域ぐるみでの効果の高い共同活動に取り組む組織（以下「活動組織」という。）に対して交付金を交付するために、第5に定める地域協議会（以下「地域協議会」という。）が、あらかじめ資金を積み立てるために必要な経費について、地域協議会に対して交付金を交付する。

2 向上活動支援交付金

別紙2に基づき、農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等に取り組む活動組織又は集落に対して、交付金を交付する。

3 農地・水保全管理支払推進交付金

別紙3に基づき、本対策の適正かつ円滑な実施に資するため、地域協議会、都道府

県及び市町村に対して、交付金を交付する。

第3 実施期間

- 1 共同活動支援交付金
平成19年度から平成23年度までの5年間とする。
- 2 向上活動支援交付金
平成23年度から平成27年度までの5年間とする。
- 3 農地・水保全管理支払推進交付金
平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

第4 対策推進の基本的考え方

1 基本的考え方

(1) 国民理解の促進

地域ぐるみでの効果の高い共同活動及び農業用排水路等の施設の長寿命化のための向上活動の促進は、食料の安定供給のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等農業が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮につながるものであり、本対策の実施に当たっては、地域の実情を十分踏まえつつ、農業者、地域住民その他関係者の理解及び協力並びに広く国民の理解を得ながら進めることが重要である。

このため、本対策の推進に当たっては、地域の農業者を中心に、地域住民や都市住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、本対策の実行状況を点検し、施策の効果の評価等を実施するなど、国民の理解の促進に努めるものとする。

(2) 国、地方公共団体、関係団体等の連携

地域ぐるみでの効果の高い共同活動及び農業用排水路等の施設の長寿命化のための向上活動の促進は、食料の安定供給や多面的機能の発揮を通じ、農業者、地域住民及び国民全体の利益につながる取組である。

このため、本対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図る必要がある。

特に、本対策が地域の多様な実態を反映し、その推進に当たりそれぞれの地域が創造性を発揮するためには、地方公共団体の役割が重要であり、国と地方公共団体が緊密な連携の下に一体となって本対策を推進するものとする。

2 推進上の留意点

(1) 活動組織又は集落の役割

本対策に係る活動に取り組む活動組織又は集落（以下「活動組織（集落）」という。）は、地域ぐるみでの効果の高い共同活動及び農業用排水路等の施設の長寿命化のための向上活動の実施主体として、社会共通資本としての農地・農業用水等

の資源を、農村環境の保全等にも役立つよう、質を高めながら将来にわたり保全するものとし、もって地域の振興に資するよう努めるものとする。

(2) 地域協議会の役割

地域協議会は、別紙1に定める共同活動支援交付金（以下「共同活動支援交付金」という。）に係る事業の実施主体として、共同活動支援交付金を別紙1第4の2に定める対象活動組織に交付するほか、別紙3に定める農地・水保全管理支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）に係る事業の実施主体として対象活動組織に対する指導を行うなど、本対策の円滑な推進に取り組むものとする。

(3) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本対策の推進に当たり、地方公共団体としての適切な役割を果たすほか、地域協議会の会員としてその運営について一定の役割を担うとともに、推進交付金に係る事業の実施主体として、国及び地域協議会との連携の下に本対策が本要綱の趣旨に沿って適切に実施されるよう努めるものとする。

(4) 国の役割

国は、本対策の推進に当たり、適切な役割分担の下、活動組織（集落）、地域協議会及び地方公共団体が行う事業が適正かつ効率的に行われるよう支援及び指導を行うものとする。

第5 地域協議会

- 1 共同活動支援交付金及び推進交付金に係る事業の実施主体として、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、地域協議会を設置するものとする。
- 2 地域協議会は、原則一以上の市町村の全域をその区域として、次に定める要件を満たすものであって、都道府県、関係市町村、農業者団体及び非営利団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成するものとする。
 - ア 代表者が定められていること。
 - イ 原則として、会員に、都道府県、共同活動支援交付金を実施する活動組織が存する市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び都道府県農業協同組合中央会等の農業者団体が含まれていること。
 - ウ 共同活動支援交付金及び推進交付金の事務手続を適正かつ効率的に行うため、地域協議会の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約（以下「地域協議会規約」という。）その他の規程が定められていること。
 - エ 地域協議会規約その他の規程において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - オ イに掲げる組織のうち、1以上が地域協議会の事務局の一部を構成していること、又はイに掲げる組織の役員、管理職その他本対策の実施に係る職責を有する者のう

ち1人以上が当該地域協議会における事務及び会計の処理に責任を有する地位にあること。

カ 地域協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿っていること。

- 3 地域協議会の代表者（以下「地域協議会長」という。）は、共同活動支援交付金の交付及び推進交付金に係る事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地域協議会の運営等に係る規約等を定め、2の要件を満たすことについて、当該地域協議会が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

第6 助成措置

国は、予算の範囲内において、活動組織（集落）、地域協議会及び都道府県に対し、本対策を実施するために必要な経費について助成するものとする。

第7 各種施策との連携

本対策の実施に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）等の関連諸制度との調和を図るとともに、次に掲げる施策と連携しつつ、農地・農業用水等の資源の良好な保全と質的向上に努めるものとする。

- 1 農業者戸別所得補償制度
- 2 農業生産基盤の整備に関する施策
- 3 農村における環境整備に関する施策
- 4 農産物の生産体質強化、農産物の需要動向に即した生産の誘導に関する施策
- 5 遊休農地の解消による優良農地の確保に関する施策
- 6 環境保全型農業の推進に関する施策

第8 第三者機関の設置

- 1 共同活動支援交付金及び向上活動支援交付金（以下「共同活動支援交付金等」という。）の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう国に助言するとともに、当該交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行うため、国に第三者機関を設置する。
- 2 共同活動支援交付金等の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう地方公共団体及び地域協議会に助言するとともに、共同活動支援交付金等の交付状況の点検を行い、並びに活動組織（集落）の取組の評価及び指導、助言等を行うため、本対策を実施する都道府県に第三者機関を設置する。

第9 報告

地域協議会長は、農村振興局長が別に定めるところにより、本対策の実施状況等につ

いて、地方農政局長等に報告するものとする。

第10 委任

本対策の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱及び環境保全型農業直接支援対策実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知）の制定に伴い、農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、旧要項に基づいて平成22年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。
- 3 旧要綱に基づき、設置、承認された地域協議会による共同活動支援交付金及び推進交付金のうち共同活動の推進に係る事業の実施については、当該地域協議会の規約等が改定されるまでの間、なお従前の例によることとする。

(別紙1)

共同活動支援交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の目的

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮させるための基盤となる社会共通資本である。

しかしながら、これらの資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきた。

このような状況に対応するため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する必要がある、これらの資源の良好な保全と質的向上を図る地域ぐるみでの効果の高い共同活動（以下「共同活動」という。）への支援を行うものである。

第2 事業の仕組み

- 1 国は、第3に定める対象農用地において第4の3に定める協定に基づき5年間以上継続して共同活動を行う活動組織に対して地域協議会が交付金を交付するために必要な経費に充てるため、あらかじめ資金を積み立てるために必要な経費について、地域協議会に対して共同活動支援交付金を交付する。
- 2 共同活動支援交付金の内容は、基礎支援及び促進費とする。

第3 対象農用地

共同活動支援交付金の算定の対象となる農用地（以下「対象農用地」という。）は、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。）内に存する一団の農用地とする。

第4 事業の実施

1 実施方針等

地域協議会長は、事業に着手しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる実施方針等を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(1) 実施方針

(2) 業務方法書

(3) 地域活動指針（共同活動支援交付金で実施することが望ましい活動を体系的に整理したものをいう。以下同じ。）

(4) 地域活動指針に基づき定める要件等（必要に応じて定める対象活動組織の構成員に係る事項又は共同活動支援交付金の使途に係る事項も含む。）

2 対象活動組織

共同活動支援交付金の交付の対象となる活動組織（以下「対象活動組織」という。）は、効果的に共同活動を実施できる区域を基本として地域の実情に応じて設立するものとし、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

- (1) 農村振興局長が別に定める要件を満たす規約を定めること。
- (2) その代表者と対象農用地が存する市町村長又はこれに準ずる者（以下「市町村長」という。）との間で、3に掲げる事項を定めた協定（以下「協定」という。）が締結されること。
- (3) (2) の協定締結年度から起算して3年目の年度末までに農村振興局長が別に定めるところにより、体制整備構想（案）を作成し、5年目の年度末までに体制整備構想を取りまとめること。

3 協定

2の(2)にいう協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 協定の締結者の住所及び氏名
- イ 協定期間（原則として5年以上とする。）
- ウ 協定の対象となる資源
- エ 実施計画
- オ その他必要な事項

4 対象活動等

共同活動支援交付金の対象となる活動は、次に定める基礎支援対象活動と促進費対象活動等からなる。

(1) 基礎支援対象活動

ア 基礎支援対象活動は、協定に位置付けられた実施計画（1の(4)の要件を満たすものに限る。）に基づく活動とする。

イ 共同活動支援交付金の協定の対象となる資源（ウの適用を受ける場合にあつては適用後の資源とする。）に、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「中山間直払実施要領」という。）に定める集落協定等の対象となる農用地を含める対象活動組織（以下「集落協定等関連対象活動組織」という。）は、1の(4)のうち、地域活動指針に基づき定める要件に加え、農村振興局長が別に定める追加の要件を満たすものとする。ただし、中山間直払実施要領第6の(1)に定める集落協定（以下「集落協定」という。）を締結している集落が中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局通知）第7の1の(4)に基づき、共同取組活動の実施に当たって、共同活動支援交付金を活用することとして、集落協定の中で構成員の役割分担等に関し、農用地及び水路・農道等の管理を本対策で行う旨を明記した集落協定等関連対象活動組織は、この限りではない。

ウ 地域協議会長は、対象活動組織からの要望等を踏まえ、対象活動組織に対して

ア又はイで定める要件に代えて、農村振興局長が別に定めるところにより承認された要件を適用することができるものとする。

(2) 促進費対象活動等

促進費対象活動等は、以下に掲げる活動等であつて、協定に位置付けられた実施計画に位置付けた活動等とする。

- ア 高度な農地・水向上活動
- イ 質の高い農村環境向上活動
- ウ 対象活動組織の特定非営利活動法人化
- エ 自立的活動実施

5 交付額

(1) 基礎支援

ア 対象活動組織への基礎支援に係る国の共同活動支援交付金の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、イに掲げる地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額とする。

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する基礎支援に関し、これに係る国の共同活動支援交付金の交付単価は、次に掲げる表中の①とする。また、地方公共団体が国による基礎支援と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の②とする。

なお、国の共同活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

地目	区分	①基礎支援に係る国の共同活動支援交付金の10アール当たりの交付単価	②基礎支援に係る国の共同活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	都府県	2,200円	4,400円
	北海道	1,700円	3,400円
畑	都府県	1,400円	2,800円
	北海道	600円	1,200円
草地	都府県	200円	400円
	北海道	100円	200円

(2) 促進費

ア 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する促進費の交付に関し、4の(2)のアからウまでの活動等は、協定に位置付けられた促進費対象活動等実施計画に定められた平成23年度までに実施する促進費対象活動等を農村振興局長が別に定めるところにより点数化し、その合計に応じた額を活動組織に交付するものとし、これに係る国の共同活動支援交付金の交付単価は、次に掲げる表中の①とする。また、地方公共団体が国による促進費と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は表中の②とする。

なお、国の共同活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

区 分	①促進費に係る国の 1対象活動組織当 たりの交付単価	②促進費に係る国の交付金と一体的に 地方公共団体が交付する交付金を加 えた交付金の1対象活動組織当た りの交付単価
100点以上200点未満の 場合	10万円	20万円
200点以上の場合	20万円	40万円

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する促進費の交付に関し、4の(2)のエの活動等は、協定に位置付けられた実施計画に定められた自立的活動実施に移行する年度に応じて、次の各号に掲げる額とする。また、地方公共団体が国による促進費と一体的に交付する交付金を加えた交付金についても同様とする。

- a 平成20年度から22年度の各年度に自立的活動実施に移行する場合
5の(1)のアに定める交付額の20パーセント
- b 平成23年度に自立的活動実施に移行する場合
5の(1)のアに定める交付額の10パーセント

6 事務の委託

対象活動組織は、共同活動支援交付金に係る事務の一部を当該対象活動組織以外の者に委託することができるものとする。

7 実施状況の報告

対象活動組織は、毎年度、協定に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

8 実施状況の確認

- (1) 市町村長は、対象活動組織との協定に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。
- (2) 市町村長は、実施状況の確認結果について、地域協議会長に報告するものとする。

9 共同活動支援交付金の返還

- (1) 対象活動組織が基礎支援対象活動及び促進費対象活動等を実施するに当たり、協定で定められた事項が遵守されていない場合等には、地域協議会長は、農村振興局長が別に定める基準により、共同活動支援交付金の返還等の措置を講じるものとする。
- (2) 地域協議会長は、対象活動組織が共同活動支援交付金を返還するような事態を防止するため、協定で定められた事項が遵守されるよう指導するものとする。

10 証拠書類の保管

- (1) 地域協議会長又はその地位を承継した者は、共同活動支援交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する証拠書類を共同活動支援交付金の交付が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間保管しなければならない。
- (2) 共同活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間経理書類を保管しなければならない。

第5 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、地域協議会が対象活動組織に対して共同活動支援交付金として交付するための資金を積み立てるために必要な経費につき、地域協議会に対して国の共同活動支援交付金を交付するものとする。

第6 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

- 1 対象活動組織の代表者は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の実施状況を地域協議会長に報告するものとする。
- 2 地域協議会長は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地域協議会長は、農村振興局長が別に定めるところにより、国の共同活動支援交付金により積み立てた資金の収支を地方農政局長等に報告するものとする。

(別紙2)

向上活動支援交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の目的

農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難となっており、戸別所得補償制度の本格実施と併せ、個々の農家では対応困難なそれらの保全管理の取組について下支えする必要がある。

これまで農地・水・環境保全向上対策等により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきたが、農業用排水路等の老朽化が進む中、地域においてこれらの施設の長寿命化のための補修・更新等を効率的に行う仕組みの構築が必要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理活動を行う活動組織(集落)を対象として、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う取組(以下「向上活動」という。)への支援を行うものである。

第2 対象地域

1 対象活動組織(集落)

向上活動支援交付金の交付の対象となる活動組織(集落)(以下「対象活動組織(集落)」という。)は、次に掲げる活動組織又は集落とする。

- (1) 別紙1第4の4に定める対象活動を実施する活動組織(別紙1第4の4の(2)のエの自立的活動実施に移行した活動組織を含む。)
- (2) 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2(1)に定める集落協定を締結している集落。

2 対象農用地

向上活動支援交付金の算定の対象となる農用地(以下「対象農用地」という。)は、1の対象活動組織(集落)が農地、農業用水等の資源の日常の管理を行う区域における農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。)内に存する一団の農用地とする。

第3 対象施設・対象活動

向上活動支援交付金の交付の対象となる施設・活動は、協定に位置付けられた活動計画に基づくものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象活動組織(集落)の向上活動の対象とする施設・活動が、農村振興局長が別に定める対象施設・対象活動に関する国の指針に従い、都道府県知事が策定する対象施設・対象活動に関する指針に基づくものであること。
- (2) 対象活動組織(集落)が管理する水路に加え、本交付金を活用して補修又は更新等を行おうとする農道及びため池等を活動計画に位置付け、施設の長寿命化のための活動を実施すること。

第4 事業の実施

1 協定

対象活動組織（集落）の代表者と対象農用地が存在する市町村長との間で、以下に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。なお、向上活動の対象とする施設の管理者が、市町村長以外の場合には、その管理者を含めて協定を締結するものとする。

- (1) 協定の締結者の住所及び氏名
- (2) 協定期間
- (3) 協定の対象となる区域
- (4) 協定の対象となる施設
- (5) 実施計画
- (6) 施工に関する事項
- (7) その他必要な事項

2 活動計画

対象活動組織（集落）は、1に定める協定を市町村長等と締結しようとする場合、次に掲げる事項を定めた活動計画を作成し、これを協定書に添付するものとする。

- (1) 目的
- (2) 向上活動支援交付金の対象区域
- (3) 向上活動支援交付金の対象施設
- (4) 向上活動支援交付金により補修・更新等を行う施設
- (5) 活動期間
- (6) 実施計画
- (7) 交付金額
- (8) 活動組織（集落）の役割等

3 採択申請

(1) 対象活動組織（集落）の代表者は、向上活動支援交付金に係る事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める採択申請書を作成し、規約、協定及び活動計画を添え、別紙3第3の2の(1)に基づき、都道府県知事が策定する事業実施に関する方針において、地域の推進体制の中で、申請事務を担うこととして定めた者（以下「都道府県が定めた者」という。）を経由して、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)により提出のあった申請書を審査の上、当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業の採択を決定し、速やかにその旨を都道府県が定めた者を経由して、対象活動組織（集落）の代表者に通知するものとする。

4 採択内容の変更

対象活動組織（集落）は、次に定める規約、協定又は活動計画の変更が生じた場合は、3の(1)及び(2)の手續に準じて、都道府県が定めた者を経由して、地方農

政局長等の承認を受けるものとし、その他の事項については、都道府県が定めた者を經由して、地方農政局長等へ届出を行うものとする。

- (1) 対象施設の変更
- (2) 対象区域の変更
- (3) 活動期間の変更
- (4) 事業実施主体の変更
- (5) 事業の中止又は廃止

5 活動の実施

対象活動組織（集落）は、向上活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

- (1) 対象活動組織（集落）は、向上活動を実施しようとするときは、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て実施方法等を決定すること。
- (2) 対象活動組織（集落）は、活動の対象とする施設の種類、規模や補修又は更新等の内容に応じて、施設の管理者等が求める基準等に沿って、設計、施工管理等を行うこと。
- (3) 対象活動組織（集落）は、交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。

第5 助成措置

1 国の助成

国は、予算の範囲内において、対象活動組織（集落）に対し、向上活動を実施するために必要な経費について、向上活動支援交付金を交付するものとする。

2 交付金の額

対象活動組織（集落）への国の向上活動支援交付金の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、3の表に掲げる地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額とする。

3 交付単価

国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する支援に関し、これに係る国の向上活動支援交付金の交付単価は、次に掲げる表中の①とする。また、地方公共団体が国による支援と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の②とする。

なお、国の向上活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

地目	区分	①国の向上活動支援交付金の10アール当たりの交付単価	②国の向上活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
	都府県	2,200円	4,400円

田	北海道	1,700円	3,400円
	都府県	1,000円	2,000円
畑	北海道	300円	600円
	都府県	200円	400円
草地	北海道	200円	400円
	都府県	200円	400円

第6 事業実施状況の報告等

1 実施状況の報告

対象活動組織（集落）は、毎年度、向上活動支援交付金に係る事業の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、市町村長に報告するものとする。

2 実施状況の確認

(1) 市町村長は、対象活動組織（集落）との協定に定められている事項の実施状況等について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。

(2) 市町村長は、実施状況の確認結果について、都道府県が定めた者を経由して、地方農政局長等に報告するものとする。

3 向上活動支援交付金の返還

(1) 対象施設・対象活動の要件の不適合等

地方農政局長等は、対象活動組織（集落）の活動が、対象施設・対象活動の要件に適合していないことが確認された場合等には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(2) 対象農用地面積の減少

ア 対象活動組織（集落）は、第2の2に規定する対象農用地が転用等により減少した場合には、第4の4により、都道府県が定めた団体を経由して地方農政局長等に届出を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、アによる届出があった際は、当該年度の交付の決定のうち当該対象農用地部分に相当する部分を取り消すことができ、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(3) 地域の推進体制は、対象活動組織（集落）が交付金を返還するような事態を防止するため、対象施設・対象活動の要件に適合した活動等が実施されるよう指導するものとする。

(別紙3)

農地・水保全管理支払推進交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の目的

農地・水保全管理支払交付金が広く国民の理解を得て、地域において農地・農業用水等の良好な保全と質的向上を図るという対策の目的を達成するためには、次に掲げる点について特に留意しなければならない。

- ① 明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保しながら行われること。
- ② 国と地方公共団体の緊密な連携の下に行われること。
- ③ 制度導入後も中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、基準等について不断の見直しを行っていくこと。

また、本対策の実施に当たっては、対策の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく要件の設定、対象活動の実施状況の確認等が行われることが重要である。

これらを踏まえ、国、地域協議会、都道府県及び市町村が行う共同活動支援交付金及び向上活動支援交付金の適切な交付等を図り、本対策を円滑に推進するため、農地・水保全管理支払推進交付金を交付する。

第2 対象事業の内容

推進交付金の対象事業の内容は、次のとおりとする。

1 共同活動の推進

(1) 地域協議会推進事業

ア 推進・指導

a 活動組織説明会の開催

地域協議会は、毎年度、対象活動組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の共同活動支援交付金の交付等に必要な事項について、周知徹底を図るものとする。

b 対象活動組織の指導

地域協議会は、対象活動組織に対し適宜指導を行い、協定に位置付けられた活動の適切な実施を図るものとする。

c 推進に関する手引きの作成

地域協議会は、共同活動支援交付金の普及・推進を図るため、当該地域協議会の実情に応じた手引きを作成し、本対策実施の意義等について普及啓発に努めるものとする。

イ 地域活動指針等の作成

地域協議会は、地域活動指針及び当該指針に基づき定める要件等を作成するものとする。

ウ 交付事務

地域協議会は、対象活動組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象活動組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、共同活動支援交付金の交付を行うものとする。

エ その他推進事業の実施に必要な事項

(2) 都道府県推進事業

ア 第三者機関の設置、運営

a 都道府県は、共同活動支援交付金に関する対策の毎年度の実行状況の点検、対象活動組織の取組の評価等を行うため、本要綱第8の2の第三者機関として、第三者委員会を設置する。

b また、第三者機関が共同活動支援交付金に関する対策の実行状況の点検を行うとともに、当該対策の実施期間において、第三者委員会が活動組織の取組を評価し、必要に応じて地域協議会を通じ、対象活動組織に対し指導・助言を行うよう、運営を行うものとする。なお、2の(4)のアに記載する第三者機関と兼ねて、設置、運営することを妨げない。

イ 地方裁量に係る方針作成

都道府県は、地域協議会が別紙1第4の1の実施方針等を作成するに当たり、考慮すべき事項等を含めた方針をあらかじめ作成するものとする。また、地域協議会が別紙1第4の4のウによる手続を行う場合は、あらかじめこれに係る方針を作成するものとする。

ウ その他推進事業の実施に必要な事項

(3) 市町村推進事業

ア 協定締結

市町村は、対象活動組織と協定を締結するに当たり、対象活動組織に対し指導を行うとともに、協定の審査を行うものとする。

イ 確認事務

市町村は、毎年度、共同活動支援交付金の交付対象となる対象活動組織の共同活動の実施を確認するものとする。

ウ その他推進事業の実施に必要な事項

2 向上活動の推進

(1) 地域協議会推進事業

地域協議会は、(4)のオ～キに掲げる事業内容のうち、第3の2の(1)に基づき、都道府県知事が策定した事業実施に関する方針の中で、地域の推進体制に地域協議会を位置づけて、地域協議会推進事業として実施することとして定めた事項について行うものとする。

(2) 都道府県推進事業

都道府県は、(4)に掲げる事業内容のうちア及びイを必須の事業内容とし、オ～キについて、第3の2の(1)に基づき、都道府県知事が策定した事業実施に関する方針の中で、都道府県推進事業として実施することとして定めた事項について行うものとする。

(3) 市町村推進事業

市町村は、(4)に掲げる事業内容のうちウ及びエを必須の事業内容とし、オのa及びb、カ、キについて、第3の2の(1)に基づき、都道府県知事が策定した事

業実施に関する方針の中で、市町村推進事業として実施することとして定めた事項について行うものとする。

(4) 事業の内容

ア 第三者機関の設置、運営

- a 向上活動支援交付金に関する対策の毎年度の実行状況の点検、対象活動組織（集落）の取組の評価等を行うため、本要綱第8の2の第三者機関として、第三者委員会を設置する。
- b また、第三者機関が向上活動支援交付金に関する対策の実行状況の点検を行うとともに、当該対策の実施期間において、第三者委員会が対象活動組織（集落）の取組を評価し、必要に応じて、対象活動組織（集落）に対し、指導・助言を行うよう、運営するものとする。なお、1の（2）のアに記載する第三者機関と兼ねて、設置、運営することを妨げない。

イ 事業実施に関する方針等の策定

a 事業実施に関する方針の策定

向上活動支援交付金に係る対象施設・対象活動に関する基本的な考え方、地域の推進体制（事業推進に係る関係団体の役割分担等を含む）等、事業実施に関する基本的な方針を作成するものとする。

b 対象施設・対象活動に関する指針策定

国が示す対象施設・対象活動の指針及び、事業実施に関する方針において作成した対象施設・対象活動に関する基本的な考え方に従い、地域の状況に応じた対象施設・対象活動に関する指針を作成するものとする。

ウ 協定締結

対象活動組織（集落）と協定を締結するに当たり、対象活動組織（集落）に対し指導を行うとともに、協定の審査を行うものとする。

エ 確認事務

毎年度、向上活動支援交付金の交付対象となる対象活動組織（集落）の向上活動の実施を確認するものとする。

オ 推進・指導

a 活動組織（集落）への説明会

毎年度、対象活動組織（集落）の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の向上活動支援交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図るものとする。

b 活動に関する指導、助言

対象活動組織（集落）に対し、適宜指導を行い、協定に位置付けられた活動等の適切な実施を図るものとする。

c 推進に関する手引きの作成

向上活動支援交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、本対策実施の意義等について普及啓発に努めるものとする。

カ 申請事務

対象活動組織（集落）から提出された申請書等の内容の確認を行い、適当と認

められるものについて取りまとめの上、地方農政局長等に報告等を行うものとする。

キ その他推進事業の実施に必要な事項

第3 事業実施の手続

1 共同活動の推進

(1) 地域協議会推進事業

地域協議会長は、地域協議会推進事業を実施しようとする場合において、地域協議会推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 都道府県推進事業

都道府県知事は、都道府県推進事業を実施しようとする場合において、都道府県推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 市町村推進事業

市町村長は、市町村推進事業を実施しようとする場合において、市町村推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。

2 向上活動の推進

(1) 事業実施に関する方針等の策定

ア 都道府県知事は、管内の市町村長と協議の上、対象活動組織（集落）が実施する向上活動の円滑な実施を図るために、農村振興局長が別に定めるところにより、地域の推進体制（事業推進に係る関係団体の役割分担等を含む。）及び対象施設・対象活動に関する事項を内容とする事業実施に関する方針等（以下「事業実施に関する方針等」という。）を策定する。なお、事業実施に関する方針等は次に掲げる事項から構成するものとする。

a 事業実施に関する方針（地域における推進体制等を含む）

b 対象施設・対象活動に関する指針

イ 事業実施に関する方針等は、原則として平成27年度までの方針等とする。

ウ 都道府県知事は、事業実施に関する方針等を策定し、又は変更しようとするときは、地方農政局長等の認定を受けるものとする。

(2) 推進事業実施計画の策定

ア 地域協議会推進事業

地域協議会長は、第3の2の(1)に定める都道府県知事が策定する事業実施に関する方針等に基づき、地域協議会推進事業を実施しようとする場合において、地域協議会推進事業計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。なお、第4の2の(3)に基づき、国が地域協議会に対し推進交付金を交付する場合は、地方農政局長等に提出するものとする。

イ 都道府県推進事業

都道府県知事は、第3の2の(1)により策定する事業実施に関する方針等に基づき、都道府県推進事業を実施しようとする場合において、都道府県推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

ウ 市町村推進事業

市町村長は、第3の2の(1)に定める都道府県知事が策定する事業実施に関する方針等に基づき、市町村推進事業を実施しようとする場合において、市町村推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。

第4 推進交付金の交付

1 共同活動の推進

- (1) 国は、予算の範囲内において、第2の1に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、地域協議会及び都道府県に対し推進交付金を交付する。
- (2) 推進交付金の交付を受けた都道府県は交付を受けた額のうち第2の1の(3)に掲げる事業の実施に必要な経費を遅滞なく、市町村に交付するものとする。

2 向上活動の推進

- (1) 国は、予算の範囲内において、第2の2に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、都道府県に対し推進交付金を交付する。
- (2) 推進交付金の交付を受けた都道府県は交付を受けた額のうち第2の2の(1)及び(3)の事業の実施に必要な経費を遅滞なく、それぞれ地域協議会及び市町村に交付するものとする。
- (3) なお、(1)及び(2)に関わらず、第3の2の(1)に基づき、都道府県が策定した事業実施に関する方針に基づき、国は、第2の2の(1)に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、地域協議会に対し推進交付金を交付できるものとする。

第5 事業実績の報告

1 共同活動の推進

- (1) 地域協議会長は、毎年度、第2の1の(1)に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、毎年度、第2の1の(2)に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) 市町村長は、毎年度、第2の1の(3)に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の4月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

2 向上活動の推進

- (1) 地域協議会長は、毎年度、第2の2の(1)に掲げる事業の実績を実施年度の翌

年度の4月末日までに都道府県知事に報告するものとする。なお、第4の2の(3)に基づき、国が地域協議会に対し推進交付金を交付した場合は、翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、毎年度、第2の2の(2)に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 市町村長は、毎年度、第2の2の(3)に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の4月末日までに都道府県知事に報告するものとする。